第八号様式

第八号様式（第二十八条関係）（Ａ４）

修了証

氏　　名
生年月日　　年　月　日
登録番号

この者は、建築士法第10条の３第１項第１号の講習の課程を修了した者であることを証します。

修了証の番号　　第　　号

登録講習機関　　印

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年八月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第八号様式

第八号様式（第二十八条関係）（Ａ４）

修了証

氏　　名
生年月日　　年　月　日
登録番号

この者は、建築士法第10条の２の２第１項第１号の講習の課程を修了した者であることを証します。

修了証の番号　　第　　号

登録講習機関　　印

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一六五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		
別表第一（第１条関係） 一～十一　（略） 十二　総務省		
組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
電気通信紛争処理委員会事務局	参事官	一種
（略）	（略）	（略）
十三～二十　（略）		

改正前		
別表第一（第１条関係） 一～十一　（略） 十二　総務省		
組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
電気通信紛争処理委員会事務局	参事官	一種
	紛争処理調査官（人事院の定めるものに限る。）	二種
（略）	（略）	（略）
十三～二十　（略）		